

地域集会所の使用料の減免について

1 改定理由

コミュニティの形成及び発展のために地域住民の活動の場として設置された地域集会所を活用することにより、コロナ禍からの地域活動の回復の一助とするとともに、地域課題の解決に向けた活動の促進を図るため、地域集会所の利用料金に係る減免制度を一部改定する。

2 改定概要

(1) 減額対象の拡大

次に掲げる要件を満たす場合に新たな減額対象とする。

ア 区内のそれぞれの地域においてその地域を基盤とする、又は目的を共有する組織又は団体（※）であること。

（※）地域活動（スポーツ・文化・芸術活動等）、産業観光、福祉保健（高齢者・子ども・障害者・介護予防を支援する活動等）、まちづくり、教育等の推進を目的に自主的に活動する団体

イ 地域課題・社会的課題の解決に向けた公益的な活動を行う場合であること。

ウ 継続的かつ計画的に地域集会所を利用すること。

(2) 減額割合の拡大

ア (1)に適用する減額割合を5割とする。

イ 官公署又は公共的団体が公益のために利用するときの減額割合を、現行の3割から5割に改定する。

(3) 手続の流れ

ア 団体が、活動に関係する区の所管を通じて(1)の対象として承認を受けるための申請を行う（年度ごと）。

イ 区が、承認の可否を審査し、結果を団体に通知する。この際、承認する場合においては、その承認期間を明示した認定証を交付する。

ウ 団体は、減免申請書に認定証の写しを添え、地域集会所利用申請書とともに所定の受付窓口（指定管理者又は地域集会所管理運営協議会の担当者）に提出することにより、地域集会所の利用を申し込む。

3 関係規程の整備

- (1) 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例施行規則（以下「規則」という。）について、所要の改正を行う。
- (2) 規則第 15 条に基づき、2(1)による新たな減額対象として承認を行うための手続に関する要綱を新たに定める。

4 実施期日

令和 5 年 4 月 1 日